

第37回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成24年4月25日（水）

午後1時30分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭	3 多田 靖志	4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 白岩 正義	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子	12 江川 幸男	13 綱木 秀治	14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	20 菊池 一勇
21 古屋敷 徳夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 森川 亦	25 白金 英子
26 欠 席	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊池 孝	30 濱田 平八郎
31 北湯口 進				

欠席届出 なし

無断欠席 26番細川幸男委員

遅刻者 なし

早退者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、菊池徳明事務局次長、磯谷洋子農地係長、小倉匠農業振興係長

関係機関 なし

議事日程

1 開 会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地専門委員会に付議した事項について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第2号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による承認の可否決定について

日程第4 議案第3号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第7 議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

日程第8 議案第7号 遠野市農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について

日程第9 議案第8号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

6 その他

7 閉会

議 長	<p>(午後1時30分)</p> <p>それでは、早速総会に入りたいと思います。</p> <p>これより第37回遠野市農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>【開 会】</p> <p>本日の出席委員でございますが、現在、細川幸男委員が遅刻だと思っておりますが、連絡がございませんのでおそらく会議中には来られると思っております。</p> <p>現在31名中30名出席です。</p> <p>遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、本総会は成立します。</p>
議 長	<p>【農業委員会憲章朗唱】</p> <p>議事日程に先立ち農業委員会憲章の朗唱を行います。</p> <p>ご起立願います。</p> <p>先唱を6番、菊池次男委員にお願いいたします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>次に、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。</p> <p>(以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に、報告第1号、専決処分等について事務局長から報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>それでは報告第1号の内容についてご説明いたします。</p> <p>1ページをお開き願います。</p> <p>(以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>それでは、報告第2号の内容についてご説明いたします。</p> <p>(以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について報告いたします。</p> <p>昨日、開催した第1回運営委員会において、農地専門委員会委員長から、平成24年4月12日に開催された、平成24年第1回農地専門委員会で協議した内容の報告がありましたので、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づき本総会に報告するものです。</p> <p>農地専門委員会での協議内容は、遠野市長から協議のあった、遠野農業振興地域整備計画の変更案件について協議したもので、協議の結果、変更計画案は妥当と判断した旨の報告を頂きました。</p> <p>農地専門委員会の皆様にはご苦勞をおかけしました。</p> <p>以上報告します。</p>
議 長	<p>【議事日程】</p> <p>これより本日の議事日程に入ります。</p> <p>日程第1。</p>

	<p>議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認め、議事録署名人に7番、白岩正義委員。8番、佐々木豊子委員。会議書記に事務局、小倉匠君を指名いたします。 次に議事参与の制限についてです。 議案に関係する委員は発言をご遠慮願います。 次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農地係長	<p>第37回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 （以下「第37回遠野市農業委員会提出議案総括表」説明により記載省略）</p>
議長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第1号について説明いたします。 1番。 受人。●●●、●●●●。渡人。●●市、●●●●。 ●●町、4,601㎡。</p>
議長	<p>渡人は、相続によりお母様から農地を取得したものです。耕作できないことから要請し、売り渡すものです。 2番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町2筆、3,071㎡。</p>
農地係長	<p>3番。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 受人。 ●●町5筆、7,651㎡。</p>
議長	<p>2番、3番共に、親子間の贈与になります。高齢になったことにより後継者に譲り渡すものです。 4番。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 受人。 ●●町3筆、777㎡。 こちらは、受人の畑と隣接しているということから申し出て売り渡すものであります。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件のすべてを満たすと考えられます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町お願いします。</p>
24番委員	<p>24番森川です。この場所は、●●●●に行く方といっても途中新しく●●●●ができていますがその近くで周りは山林となっています。以前と比べては草地らしくなっていますが周りに影響するものは何もないということで確認して参りました。 以上です。</p>
議長	<p>続きまして●●町お願いします。</p>
6番委員	<p>6番菊池です。私と山崎委員、佐々木委員、細川委員の4人で現地確認いたしました。当該地は、線路と国道の取り付け道路との間にある狭いところにあります。周りの農地との耕作関係で支障はないものとして確認いたしました。</p>

議 長	はい、現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 なお発言する際は、議席番号を述べてからお願いします。
15番委員	はい、15番。
議 長	15番どうぞ。
15番委員	備考欄の売買金額ですが、1番と4番の記載が円と千円となっています。統一されていないので統一をお願いします。
議 長	はい、事務局。
農地係長	千円未満は消した形の表記で統一したいと思います。
議 長	他にございませんか。 （「なし」の声あり） 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第1号は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第1号は原案のとおり可と決しました。
議 長	【日程第3】 日程第3、議案第2号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による承認の可否決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局長	はい、議長。 議案第2号についてご説明いたします。 7ページをお開きください。 当案件は、農地法等の特例に関する法律第3条第1項、特定農地貸付けを行おうとするものは、申請書に貸付け規定を添えて農業委員会に提出して承認を求めることができる、の規定により遠野市長から要綱の承認を求められたものであります。 6ページをお開き願います。 当該地の現況地目は、畑。面積は968㎡。 土地の所在は、●●町●●●の●の●が記載されております。 この土地を、市民農園として10区画に区切り、相当数の人を対象とした一定の条件を附し、貸付けをしようとするのであります。 場所は、●●●●に隣接した農地であります。条件として貸付期間は、3年間、賃料は100㎡あたり年間2,000円とし、利用者となる市民への募集案はすでに作成済みで、当委員会の承認をもって利用者の募集を行う状態となっているものであります。 8ページをお開き願います。 遠野市特定農地貸付け要綱案でございます。 本要綱案を農地法等の特例に関する法律第3条第2項の規定に照らし審査した結果、承認相当と判断し受理したのであります。 委員会の承認を求めようとするものであります。よろしく願いいたします。
議 長	ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結

	果の説明をお願いします。●●町お願いします。
6 番 委 員	はい、6番。 私と山崎委員、佐々木委員、細川委員でもって現地確認いたしました。当該地は、事務局説明のとおり●●●●と、民家の間にある10区画のところ、目的は市民農園ということで遠野市が借り受けをするということでございまして、現地確認したところ周りへの農業耕作への影響はないものと確認いたしました。
議 長	はい、現地確認結果の説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 ございませんか。
20 番 委 員	ちょっといいですか。
議 長	20番委員どうぞ。
20 番 委 員	20番菊池です。こういった市で行う事業は初めての事業ではないかと思うんですがこの趣旨等をみますと土地を持たない市民がこういったものを利用して営利を目的としてやるというのが条件になっていますけど市内の中にこういう人たちが結構いるのでしょうか。需要があるのでしょうか。わからないので教えてください。
議 長	はい、事務局。
事 務 局 長	はい、議長。お答えをいたします。特定農地の貸付けの主な要件として区画は10アール未満小面積にするということが一つ、貸付期間は5年間を超えないというのも一つ、相当数の人を対象とした一定の条件での貸付けを行う、一定のというものは、賃料を定めるとか貸付期間を定めるとか利用者の営利を目的としない農作物の栽培という条件がついています。これに基づいて市では、広く市民に貸付けをしますからいかがですかと、借りる方ありますかということでのチラシ等を配布と、もちろんホームページでも募集をするということです。何せ10区画なものですから10人を超えた場合は、審査されるんですけども農業を営んでいない、農地をもっていない人と農業を営んでいない方ありますから一般の商工業の方、または、畜産だけをしていて、よその方から農地を借りているという方も対象となるわけですけども、対象となる方はかなりの人数はありますし、募集結果はわかりませんが対象者はかなりの人数ということです。
20 番 委 員	大変恐縮ですが、営利を目的としてはならないということですね、逆にとっておりました。そうしますと、ここは一つのモデルケースになるわけですけどもこれから例えばこういった形で遠野市の行政がこういった人たちに向けてこれを例にして行っていくことでいいのでしょうか。
議 長	はい、事務局。
事 務 局 長	はい、議長。現在農業委員会にでている承認依頼はこの案件だけですけどもこの中心部近郊の耕作放棄地遊休農地等を市民農園として活用方法がいいんじゃないかという議論がされていますので、ここが一つの例としてうまく回転したことによって、また次へと出てくるのが想定されます。
議 長	よろしいですか。
20 番 委 員	はい。
議 長	他にございませんか。

9 番 委 員	はい。
議 長	9 番委員。
9 番 委 員	はい、9 番昆野です。今の市民農園の関係なのですが、今、菊池委員の方からも初めてのケースということじゃないかという質問があったわけですが、この●●●●という名称なようですが、これはもう少し具体的に市で直接経営なのか、初めてのケースなので詳しく教えてください。
議 長	はい、事務局。
事 務 局 長	はい、議長。これはですね、公共団体もしくは農業協同組合が開設をするというものと農家が開設する市民農園というものがありますけども、今回市で農地を25年間お借りして一般の非農家の方へ農業を営んでいる以外の一般市民を募集して農地を貸して野菜を作って自分で食べていただく、または、営利を目的としないわけですから近所の方にお裾分けするとか親戚に渡すとかそういうような営みをしていただくことであります。これは貸すわけですけども管理人をおくということになっていまして管理人は隣にある●●●●の方で初めて農業を経験する方へ栽培技術等の指導は●●●●の方でやるというように聞いています。
議 長	よろしいですか。
9 番 委 員	はい。
議 長	他にございませんか。 (「なし」の声あり) 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第2号は原案のとおり承認とすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第2号は原案のとおり承認と決しました。
議 長	【日程第4】 日程第4、議案第3号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。なお、説明は再設定の案件は読み上げず、新規設定のみ説明といたしますのでご了承願います。事務局の説明を求めます。
農 地 係 長	議案第3号について説明いたします。 利用権設定は今月15件でございます。新規のみ説明させていただきます。 3 番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町2筆、2,500㎡。使用貸借の新規です。 4 番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町3筆、4,964㎡。貸借借の新規です。 5 番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町2筆、3,800㎡。貸借借の新規です。 6 番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町4筆、8,591㎡。貸借借の新規です。

7番。
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●●●●。
●●町、3,042㎡。賃貸借の新規です。

8番。
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。
●●町2筆、4,196㎡。賃貸借の新規です。

9番。
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。
●●町4筆、9,072㎡。賃貸借の新規です。

10番。
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。
●●町2筆、6,815㎡。賃貸借の新規です。

11番。
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。
●●町2筆、4,003㎡。賃貸借の新規です。

12番。
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。
●●町、1,466㎡。賃貸借の新規です。

13番。
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。
●●町3筆、1,062㎡。使用貸借の新規です。

14番。
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●町、●●●●●。
●●町、2,513㎡。賃貸借の新規です。

15番。
借人。●●町、●●●●●。貸人。●●市、●●●●●。
●●町2筆、2,985㎡。使用貸借の新規です。

続きまして所有権移転です。

1番。
買受人。●●町、●●●●●。売渡人。●●県、●●●●●。
●●町3筆、10,573㎡。売買です。

2番。
買受人。●●町、●●●●●。売渡人。●●町、●●●●●。
●●町、2,045㎡。売買です。

以上です。

議 長

はい、事務局から説明がありました。
これより質疑に入ります。
質問のある方は発言願います。
ございませんか。
（「なし」の声あり）
発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。
お諮りいたします。
議案第3号は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可と決しました。

議 長

【日程第5】
日程第5、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農地係長	<p>はい、議案第4号についてご説明いたします。</p> <p>1番。 申請人。●●郡●●町、●●●●●。 ●●町5筆、1,276㎡。</p> <p>申請人は、●●●●●店舗用用地として貸付けるため造成を行うもので、造成事業を行ったうえで、外食店経営企業と賃貸借契約するものです。</p> <p>位置は、●●●●●から西へ400メートルほどのところで、都市計画区域の準工業地域、第一種低層住居専用地域に位置する農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>都市計画法第8条における都市計画区域の用途地域内において行われる宅地造成は、施設等の建設が行われることが確実であると認められる場合は、許可の対象となります。</p> <p>申請地は、造成後に、事業用定期借地権を事業施工者と締結することで合意しており、造成に係る関係法令等の許可に係る事前協議は同時に進められ、事業実施は確実と見込まれます。</p> <p>申請地内の排水計画は、雨水は市道側溝に流入する計画であり、市道、宅地、国道に囲まれた農地のため、周辺への影響は無いものと考えられます。</p> <p>2番。 申請人。●●町、●●●●●。 ●●町、156㎡。</p> <p>こちらは、申請人は、老朽化した自宅の建替えにあたり、用地を拡幅しようとするもので、現在の宅地と隣接している畑、今回の申請地の一部を合わせて、住宅を建築するものです。</p> <p>申請地内の排水計画は浄化槽での処理を計画しており、周辺農家への影響は無いものと考えます。</p> <p>位置は●●●●●から北西へ300メートルほどのところで、宅地に隣接する農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>なお、関連案件として、議案第5号5番の農地法第5条の申請があります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町。</p>
24番委員	<p>24番森川です。先ほどの事務局からの説明で十分なんですけども場所的には●●●●●の信号があります、バイパスの。そこから●●町に入ってくる小さな道路があります。あの脇のバイパスに接した空地であります。それでですが、先ほど事務局から丁寧な説明がありましたように用地の雨水とか市道との接してるところ、境界等そこについては都市計画課と協議のうえ、十分に説明されたようですので問題なく見てまいりました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>はい、続きまして●●町をお願いします。</p>
22番委員	<p>22番齋藤です。先ほど事務局から丁寧に説明がありました私と佐々木委員が現地確認しました。内容は、相違がなかったということで判断いたしました。</p>
議長	<p>はい、現地確認結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p>

	<p>位置は、●●●●から東へ100メートルほどのところで、先月農業振興地域整備計画変更のご審議をいただき、農振除外されたもので、農地区分は、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えられます。</p> <p>5番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町、44㎡。</p> <p>譲受人は、自己住宅の建替えに併せ、宅地への進入路を拡幅しようとするものです。</p> <p>位置は、●●●●から北西へ300メートルほどのところで、市道と宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明あった案件について地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。まずは、●●町。</p>
28番委員	<p>はい、28番菊池です。4月16日●●地区担当委員5名と事務局2名、計7名で現地確認行いました。まず1番ですが、譲受人と譲渡人は親戚関係にありまして先ほど説明がありましたとおり、住宅地に隣接したところを駐車場にするとということで農振地域外ということもあり、許可相当と確認いたしました。</p> <p>それから2番ですが、ここは既に●●●●になっていましたけども昭和●年頃に売買したときに何らかの理由により106㎡だけ三角のような形で残っていたところ、そこを舗装にするときに多分ですが残っていた部分まで舗装されてしまっていて、相続のときに調べてその部分が残っていて、もう駐車場として整地されておりますし農振地域外でもありますのでやむを得ない形で結果は妥当だと確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、続きまして●●町。</p>
21番委員	<p>21番古屋敷です。では、3番についてご説明いたします。位置的には国道●号から●●●●の方へ約500メートルほど入った●●●●へ行く途中で、右側の少し高台の場所にあります。この場所に関しては、案内については事務局の方から詳しい説明がありましたけれども●●さんの息子さんが出てくるということで息さんが帰ってきたことによって住宅を建築するということです。その住宅を建築する予定の場所が今現在ある小屋を壊して、さらに敷地分として大体5メートルの幅で宅地の敷地として利用するようです。周囲の状況など地区担当委員3名、事務局2名と判断した結果、何ら周囲の影響はないものと判断いたしました。以上であります。</p>
議 長	<p>続いて●●町お願いします。</p>
14番委員	<p>14番菊池です。4月16日に私と佐々木委員と事務局とで現地確認を行ってまいりました。譲受人と譲渡人とは、親戚関係にありまして本土地は農地に入る赤線を挟んで宅地とも接しており宅地にするには、何ら問題はなく、事務局から説明があったように排水についても周辺農地に何ら影響はないことを確認しましたので、許可相当であるということを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、続いて●●町お願いします。</p>
22番委員	<p>22番齋藤です。ここにつきましても佐々木委員と2名が立ち会いました。内容については事務局から説明がありましたとおり私も、この案件については、妥当と判断いたしました。以上です。</p>

議 長	はい、現地確認の結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。
29番委員	はい。
議 長	はい、29番委員。
29番委員	29番菊池です。3番の●●の関係ですが、登記簿面積が73㎡であって住宅が75㎡とは どういうことでしょうか。
議 長	はい、事務局。
農地係長	こちらは、隣接する自己住宅の宅地と今回の申請地を合わせて今回の住宅を建てると いうことから73㎡のみの農地転用で残りは宅地部分を使用するという計画です。
議 長	他にございませんか。 （「なし」の声あり） 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第5号は原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第5号は原案のとおり決しました。
議 長	【日程第7】 日程第7、議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題と いたします。事務局の説明を求めます。
農地係長	1番。 願出人。●●町、●●●●。 ●●町、215㎡。 現在の利用状況は、昭和●年頃から●●●●用地として利用し現在に至っておりま す。 2番。 願出人。●●町、●●●●。 ●●町2筆、202㎡。 昭和●年頃に隣地からの砂利採取の際に通路として利用され現在に至っております。 3番。 願出人。●●町、●●●●。 ●●町4筆、6,428㎡。 昭和●年頃に畜舎を建築後、昭和●年頃までに増築を行い、平成●年頃に堆肥舎を建 築し現在に至っています。 4番。 願出人。●●町、●●●●。 ●●町、355㎡。 昭和●年頃から宅地への通路及び駐車場として利用し現在に至っております。 5番。 願出人。●●町、●●●●。 ●●町、11㎡。 昭和●年以前から●●●●氏が宅地の一部として利用し現在に至っています。こちら は、先ほどの議案第4号の2番、議案第5号の5番、4条と5条に関連するんですけれ

		ども宅地、通路の地目、所有権を確認したところ、判明したということで
議 長		ただいま、事務局より説明あった案件について地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町からお願いします。
9 番 委 員		9番昆野です。それでは、現地確認結果について説明いたします。4月16日に私と松田委員と事務局2名で現地を確認いたしました。現地の確認については記入のとおりでありましてこの用地については住宅地に隣接された農地でございまして現在、●●●●を設置いたしましてそこには、樹木と庭木等が植えられていまして間違いなく雑種地であるということを確認したのであります。以上です。
議 長		続いて●●町。
6 番 委 員		はい、6番。 私と山崎委員、佐々木委員、細川委員で現地確認してまいりました。当該地は、国道切り替え道路と農地に囲まれた狭い所で農地法の適用外が妥当であるということを確認いたしました。
議 長		続きまして、●●町お願いします。
22 番 委 員		22番齋藤です。3、4番の●●●●さんにつきましては3月の時点で私と佐々木委員2名で確認しております。内容につきましてはここに記載してあるとおりでございまして確認結果、宅地であることを確認しております。 5番につきましては、やはり佐々木委員と確認してまいりました。ここにつきましてはほんの一部ですが垣根になっておりまして宅地であると確認しました。
議 長		はい、現地確認の結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。
10 番 委 員		はい、10番佐々木です。
議 長		はい、10番どうぞ。
10 番 委 員		はい、10番佐々木です。 ちょっと教えていただきたいんですが、この農地法の適用外証明、今回出されたものにつきましては全く個人の判断でだされたものなのか、もしくは農業委員のほうで何らかがあって出されてきたのか今後自分の活動の仕方についても検討したいので教えてください。
議 長		はい、事務局。
農 地 係 長		今回の案件の方々には個人の方から申請をいただいております。例えば、1番にしましては、3条の方で審議いただいたものですがけれども今回後継者に贈与するにあたって農地を確認していったら実はここが田んぼや畑ではないということが分かり、ではどのような手続きをしたらいいんだろうということで事務局のほうに相談に来ました。 それから例えば3、4番の●●●●さんにあたりましては、こちらは農業者年金、経営移譲年金を受給する際に、自分の農地を確認していったら実は、ここには牛舎があるんだとか実際にはもう農地性がないということで手続きを代書人をお願いして修正をはかるというケースです。
議 長		他にございませんか。 (「なし」の声あり)

<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第7号は原案に同意することに決しました。</p> <p>【日程第9】 日程第9、議案第8号、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議案第8号、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明いたします。 (以下、別紙「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)」説明により省略)</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 ございませんか。 (「なし」の声あり) 発言がないようですので質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第8号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) それでは、併せて平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について意見募集に寄せられた内容によっては運営委員会で修正決定することにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 数値等の変更に関わる意見が寄せられた場合は、運営委員会で決定することに決しました。</p> <p>以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【閉会】 以上をもちまして、第37回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 (午後3時48分 閉会)</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成24年4月25日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 7 番 _____</p> <p>同 8 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>